令和６年１０月

鳥取県医師確保奨学金制度の手引

鳥取県緊急医師確保対策奨学金

《鳥取大学医学部医学科 推薦入試Ⅱ（特別養成枠）》

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

１　はじめに

近年、全国的に医師不足の状況にあり、鳥取県においても地域医療への影響が現れてきています。

将来の鳥取県の医療に携わっていただく医師の養成するため、平成２１年度から国立大学法人鳥取大学医学部医学科に学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）という推薦枠を設け、将来、**鳥取県の医療に貢献する意思がある**入学者の皆さんに対し、修学上必要な資金（奨学金）を貸与する鳥取県緊急医師確保対策奨学金制度を設けています。

２　制度の概要

（１）資格要件等について

①　資格要件	奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とします。 （１）高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの ア　卒業した高等学校が県内の高等学校である者 イ　出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者 ウ　保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者 エ　鳥取県との関係がイ又はウに掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者 （２）鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。 （３）将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。 （４）他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。 ※同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金等を言います。したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認めるものとします。ただし、「鳥取県育英奨学資金（大学等奨学資金）」との併給は認められません。
②　奨学金の額	月額 15 万円（年額 180 万円）
③　貸付期間	大学に入学した年の４月から卒業する年の３月まで（最大 72 月分まで）
④　貸付方法	毎年度、前期及び後期の２回（それぞれ６か月分を貸付け）
⑤　貸付利率	無利子
⑥　連帯保証人	１人　※奨学生が未成年の場合は親権者等、成年者の場合は父母兄妹等に限る
⑦　保証人	１人　※連帯保証人とは別生計の者に限る
⑧　募集人数	鳥取大学医学部医学科 学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）　６人以内 ※予約奨学生に限る

（２）卒業後の勤務条件等

①派遣先	県内の自治体立病院及び診療所、公的病院等から、本人の希望を参考に、知事が決定します。
②診療科	派遣先の病院からの要望状況により診療科が限定される場合があります。 ※令和７年度入学者については、「内科・総合診療科」への派遣を想定しています。令和６年度以前の入学者については、「内科・総合診療科」を原則としつつ、「産婦人科・小児科（脳神経小児科を含む）・精神科・救急科」への派遣を想定しています。
③身分	県職員として採用し、医療機関に派遣します（派遣中は、県職員と派遣先職員の身分を併有します）。
④勤務期間	大学を卒業し、医師国家試験合格後、奨学金の返還免除条件に該当するまでの期間。 ※卒業の日から２年以内に医師国家試験に合格し、その後９年間を県職員（医師）として、知事が勤務を命じる医療機関に勤務した場合に奨学金の返還が免除されます。
⑤初期研修	研修先は県内病院に限定します（マッチング参加）。
⑥後期研修	原則、２年間を県内医療機関（県内臨床研修病院又は鳥取大学医学部附属病院等）で実施予定。実施時期及び研修先は、本人の希望を踏まえた上で、知事が決定します。

《一般的な勤務等の流れ（想定）》

卒　業

↓

※勤務先は、本人の希望等を参考に、知事が決定します。

１～２年目

県内臨床研修病院で医師法に基づく臨床研修を行います。

■県内臨床研修病院（現時点）

- 県立中央病院
- 県立厚生病院
- 鳥取市立病院
- 鳥取大学医学部附属病院
- 鳥取赤十字病院
- 山陰労災病院
- 鳥取生協病院
- 米子医療センター

↓

３年目

後期研修として県立病院又は鳥取大学医学部附属病院で技術などを磨きます（研修先医療機関は知事が決定します）。

↓

４～５年目

県内の自治体立の医療機関（主に病院）で勤務します。

■勤務先として想定される病院（現時点）

自治体立の医療機関

- 県立中央病院
- 智頭病院
- 西伯病院
- 鳥取市立病院
- 県立厚生病院
- 日野病院
- 岩美病院
- 県立総合療育センター
- 日南病院

↓

６年目

後期研修として県内臨床研修病院又は鳥取大学医学部附属病院などで技術などを磨きます（実施時期、内容については、本人の希望を踏まえ、研修先医療機関と県が調整します）。

↓

７～９年目

県内の自治体立の医療機関（病院・診療所）で勤務します。

■勤務先として想定される病院・診療所（現時点）

自治体立の医療機関

- 県立中央病院
- 鳥取市佐治町診療所
- 西伯病院
- 鳥取市立病院
- 県立厚生病院
- 日野病院
- 岩美病院
- 県立総合療育センター
- 日南病院
- 智頭病院
- 名和診療所

↓

奨学金の返還免除

↓

10年目以降

各人の希望により進路を決定します。

※奨学金の返還免除後の就業先は奨学生自身が選択（就職活動）

（3）貸付けの打切り、休止について

奨学生が次の事由に該当することになった場合は、奨学金の貸付けは打切り又は休止します。

貸付けを打切る場合	①退学（転学部、転学科を含む。）したとき又は除籍となったとき ②学業成績又は性行が著しく不良となったとき。 ③奨学生が死亡したとき ④その他奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったとき
貸付けを休止する場合	奨学生が休学（30 日以上）又は停学となったとき

（4）奨学金の返還について

奨学生は、貸付けを打ち切られたとき等は、１月以内に貸付金の全額を一括返還しなければなりません（期日までに返還できない場合は、延滞金が発生します）。

返還が必要な場合	①奨学金の貸付けを打ち切られたとき ②返還免除となる条件を満たせなかったとき又は満たすことができないと認められるとき ・大学を卒業した日から起算して２年以内に医師免許を取得しなかったとき ・医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかったとき ・医師免許を取得した後、直ちに臨床研修を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったとき ・医師として県職員に採用された日から起算して、奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（９年）を、県職員として勤務命令病院等において医師の業務に従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったとき

（5）奨学金の返還免除について

返還の免除は「貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例」の定めるところによります。

免除の条件	免除の範囲
①　鳥取大学を卒業した日から起算して２年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、その日から起算して緊急医師確保対策奨学金の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（９年）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したとき。	債務の全部
②　①の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障がいを受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
③　②に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障がいを受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

（6）返還債務の履行猶予

知事が特別の理由があると認めるとき等は、奨学生からの申請により貸付金の返還が猶予されます。

①奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き鳥取大学に在学しているとき ②災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難となったとき ③その他特に理由があると知事が認めるとき

３　医師国家試験との関係

返還免除条件を満たすためには、大学を卒業した日から起算して２年以内に「医師免許を取得」する必要がありますが、この免許取得とは、厚生労働省での医籍登録が完了することです（医師国家試験の合格のことではありません）。なお、医師国家試験は２回まで受験可能です。

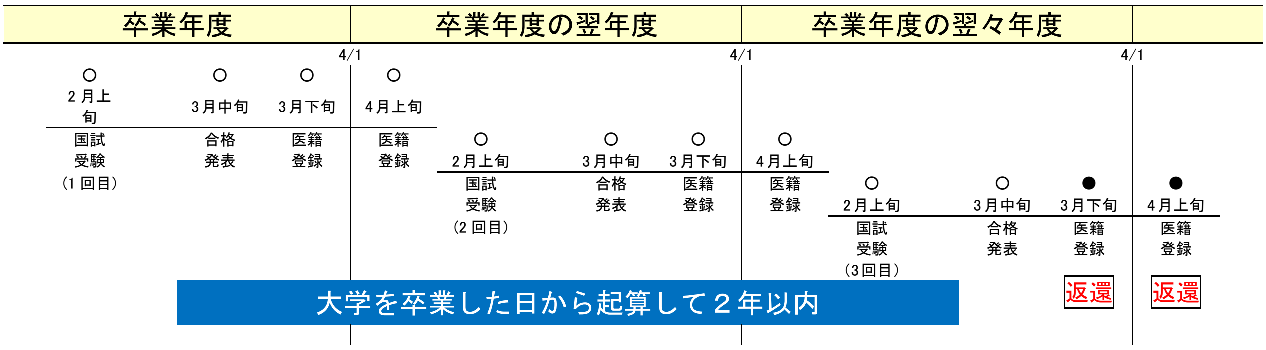

４　奨学金制度についてのＱ＆Ａ（主なもの）

質　問	回　答
この奨学金は誰でも申請することができますか？	この奨学金制度は、「鳥取県に縁のある者」に対象を限定しています。 県外の高等学校を卒業又は卒業見込みの者については、「近親者が県内に本籍若しくは住所を有する」場合は縁があるものと認められますが、「県内に友人が居る」場合は対象となりません。 詳しくは、県担当窓口に御相談ください。
予約奨学生の決定を受けた者は、鳥取大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）を必ず受験しなければいけませんか？	受験義務は生じません。鳥取大学医学部の他の推薦枠や一般入試、他大学への出願も可能です。 ただし、奨学金が貸し付けられるのは、鳥取大学医学部医学科学校推薦型選抜Ⅱ（特別養成枠）として入学した予約奨学生に限られます。
資格要件の「他から同種類の奨学金の貸与、給与を受けていない者」について、「同種類の奨学金」とはどのようなものですか？	同種類の奨学金とは、「卒業後の医師としての就業先を制限する規定（返還免除条件として定める場合を含む）を有する奨学金・貸付金をいいます。 したがって、日本学生支援機構の奨学金など、将来の医師としての勤務に制約を設けるものでない奨学金制度との併給は認められます。 ただし、鳥取県育英奨学資金との併給は認められません。
保護者の所得制限はありますか？	所得制限はありません。
奨学金の貸付希望期間は、任意の期間を選択できるのですか？	奨学金の貸付期間は「大学に入学した日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで」と定めています。任意の期間を選択することはできません。
医師免許は、卒業後直ちに取得できなければなりませんか？	大学を卒業した年度の翌年度の末日までに取得できなかった場合は、奨学金全額の返還となります。
卒業後の就業病院等は具体的に指定されるのですか？	勤務先は、本人の希望等を参考に、知事が決定します。 また、勤務先の医療機関からの要望状況等により、診療科等が限定されることが見込まれます。 ※令和７年度入学者については、「内科・総合診療科」への派遣を想定しています。令和６年度以前の入学者については、「内科・総合診療科」を原則としつつ、「産婦人科・小児科（脳神経小児科を含む）・精神科・救急科」への派遣を想定しています。
医師としての勤務にあたり、診療科目、分野等の制限はありますか？	
奨学金の免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、どのような取扱いになるのですか？	免除条件に適合する勤務ができなかった場合は、県内での勤務期間の長短に関わらず奨学金全額を一括返還していただきます。 ただし、障がい等により医師の業務に従事することができなくなったときを除きます。
卒業後は必ず県職員として採用されるのですか？	原則、県職員として採用します。ただし、下記事由に該当する場合は地方公務員法の規定により、採用することはできません。 ・成年被後見人又は被補佐人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付規則

平成20年8月29日
鳥取県規則第75号

(目的)

第1条　この規則は、国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)において、医学を専攻する者(緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠(以下「特別養成枠」という。)により入学した者に限る。)で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所(以下「勤務命令病院等」という。)において医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けることにより、県内における医師の確保を図ることを目的とする。

(奨学金の借受者の資格)

第2条　奨学金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

(1)　高等学校(中等教育学校を含む。以下同じ。)を卒業した者であって、次のいずれかに該当するもの

ア　卒業した高等学校が県内の高等学校である者

イ　出生地が県内である者又は県内に本籍若しくは住所を有する者

ウ　保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)の出生地が県内である者又は保護者が県内に本籍若しくは住所を有する者

エ　鳥取県との関係がイ又はウに掲げる者と同等程度に密接であると知事が認める者

(2)　鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学し、同課程に在学している者であること。

(3)　将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとする者であること。

(4)　他から同種類の奨学金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(奨学金の額等)

第3条　奨学金の額は、月額15万円とする。

2　奨学金の貸付期間は、鳥取大学に入学した日の属する月から鳥取大学を卒業する日の属する月までとする。ただし、奨学金の貸付額の総額は、奨学金の月額の72月分を限度とする。

3　知事は、奨学金を毎年度、前期及び後期の2回、それぞれ奨学金の月額の6月分をまとめて貸し付けるものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、6月分以下に分けて、又は6月分以上をまとめて貸し付けることができるものとする。

4　奨学金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条　奨学金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2　前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、連帯保証人は、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には保護者、成年者である場合には父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(貸付申請)

第5条　奨学金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1)　誓約書(様式第2号)

(2)　鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付推薦書(様式第3号)

(3)　第2条第1号に定める資格を証する書面であって、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるもの

高等学校に在学する者	高等学校の在学証明書 県外の高等学校に在学する者にあっては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類
高等学校を卒業した者	高等学校の卒業証明書 県外の高等学校を卒業した者にあっては、住民票の写し、戸籍抄本その他第2条第1号イからエまでのいずれかに該当することを明らかにすることができる書類

2　前項の申請を行うことのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　高等学校に在学する者であって、申請を行う年度に当該高等学校を卒業する見込みであり、かつ、当該年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの

(2)　高等学校を卒業した日から2年を経過しない者であって、申請を行う年度に鳥取大学の特別養成枠の入学試験を受験しようとするもの

3　第1項の申請は、鳥取大学へ入学願書を提出する前に行わなければならない。

(貸付予定の決定及び通知)

第6条　知事は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、申請者について、申請のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までに第2条各号に掲げる要件のすべてを備える見込みがあると認めたときは、貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。この場合において、知事は、申請者が県内の高等学校に在学する者であるときは、その者が在学する高等学校の長に対しても、その旨を通知するものとする。

2　知事は、前項前段の通知を受けた者(以下「貸付予定者」という。)が当該通知を受けた日の属する年度の翌年度に鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学できなかったときは、前項の決定を取り消すものとする。

3　知事は、前項の規定により貸付予定の決定を取り消したときは、その旨及び奨学金を貸し付けない旨を当該貸付予定の決定を取り消された者に通知するものとする。

4　貸付予定者は、鳥取大学の医学を履修する課程に特別養成枠により入学したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金貸付予定者進学届出書(様式第4号)に在学証明書を添えて、第1項前段の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第7条　知事は、前条第4項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金を貸し付ける

かどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第 8 条　知事は、貸付期間が終了したとき、又は奨学金の貸付額の総額が通算して奨学金の月額の 72 月分に達したときは、これらに該当することとなった月をもって奨学金の貸付けを終了し、奨学生(前条の規定による奨学金の貸付けの決定及び同条の規定によるその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打切り及び休止)

第 9 条　知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から奨学金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた奨学金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

(1)　退学(転学部、転学科を含む。)したとき、又は除籍となったとき。

(2)　学業成績又は性行が著しく不良となったとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　前 3 号に掲げるもののほか奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

2　奨学生が 30 日以上休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の奨学金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた奨学金があるときは、その奨学金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3　知事は、第 1 項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、奨学生並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(奨学金借用証書の提出)

第 10 条　奨学生(奨学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、奨学金の貸付けが終了したとき、又は奨学金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県緊急医師確保対策奨学金借用証書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第 11 条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から 1 月以内に奨学金の全額を一括返還しなければならない。

(1)　第 9 条第 1 項の規定により奨学金の貸付けを打ち切られたとき。

(2)　鳥取大学を卒業した日から起算して 2 年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間)以内に医師国家試験に合格しなかったとき。

(3)　医師国家試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用されなかったとき。

(4)　医師国家試験に合格した後、直ちに臨床研修(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受けなかったとき、又は臨床研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。

(5)　医師として県職員に採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間(医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間(知事が必要と認める期間に限る。)に相当する期間を控除した期間とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を終了する日までの間にあっては、当該研修)に従事しなかったとき、又は従事する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の免除)

第12条　奨学金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

2　条例の規定による奨学金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還免除申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3　知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第13条　知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

(1)　奨学金の貸付けを打ち切られた後も引き続き鳥取大学に在学しているとき。

(2)　災害、疾病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難であるとき。

(3)　前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたとき。

2　前項の規定による奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする奨学生は、鳥取県緊急医師確保対策奨学金返還猶予申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

3　知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第14条　奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.6パーセントの割合と租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年8.3パーセントの割合を加算した割合とのいずれか低い割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第15条　奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)　氏名又は住所を変更したとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生氏名(住所)変更届(様式第8号)

(2)　休学したとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生休学届(様式第9号)

(3)　停学又は除籍の処分を受けたとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生停学(除籍)届(様式第10号)
(4)　復学したとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生復学届(様式第11号)
(5)　退学したとき、又は転学部若しくは転学科したとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生退学(転学部、転学科)届(様式第12号)
(6)　連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき　鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第13号)

2　連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生死亡届(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

3　奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県緊急医師確保対策奨学金奨学生連帯保証人(保証人)変更届(様式第15号)を知事に提出しなければならない。

(委任)
第16条　この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

(施行期日)
1　この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)
2　第5条の規定による奨学金の貸付けの申請、第6条の規定による奨学金の貸付予定の決定及び同条の規定によるその旨の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附　則(平成25年規則第81号)

(施行期日)
1　この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)
2　第2条から第11条までの規定による改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に貸付けの申請を受ける貸付料又は貸付金に係る遅延損害金について適用し、同日前に貸付けの申請を受けた貸付料又は貸付金に係る遅延損害金については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（抜粋）

昭和 44 年 10 月 1 日
鳥取県条例第 35 号

知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。

<table>
<tr><th colspan="2">貸付金の種類</th><th>免除の条件</th><th>免除の範囲</th></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急医師確保対策奨学金</td><td rowspan="3">県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</td><td>1　鳥取大学を卒業した日から起算して２年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して緊急医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間（知事が必要と認める期間に限る。）に相当する期間を控除した期間とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修。以下この項において同じ。）に従事したとき。</td><td rowspan="2">債務の全部</td></tr>
<tr><td>2　前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</td></tr>
<tr><td>3　前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</td><td>債務の全部又は一部</td></tr>
<tr><td colspan="4">略</td></tr>
</table>